

公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年12月21日一部改正)

(平成30年3月19日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(令和4年9月27日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(令和7年10月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この細則は、別に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間及び休憩時間)

第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。以下同じ。）及び特定業務職員のうち理事長が必要と認める者には、労働基準法第32条の2に規定する1箇月単位の変形労働時間制を適用するものとし、その勤務時間は、1箇月以内の一定期間を平均して1週間38時間45分（公立大学法人京都市立病芸術大学職員就業規則第21条の規程により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）にあっては、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内において、理事長が定める時間数）を超えてはならず、休憩時間については、1日の実勤務時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上とする。

4 前項に定めるもののほか、教員及び特定業務職員の勤務時間及び休憩時間に関し必要な事項は、別に定める。

5 理事長は、事務の都合上必要があると認めるときは、第1項又は第3項に定める勤務時間を延長することなく始業時刻及び終業時刻を繰り下げ、若しくは繰り上げ、又は1

週間における実勤務時間数の範囲内で勤務時間を変更することができる。

(休日の特例)

第3条 規程第4条第2項に規定する別に定める職員は、教員及び特定業務職員のうち理事長が必要と認める者とする。

2 理事長は、規程第4条第2項の規定により休日を定めようとするときは、休日が4週間を通じて8日を下回らないようにしなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由により、休日を4週間を通じて8日とすることが困難であると認められる教員及び特定業務職員のうち理事長が必要と認める者については、4週間を通じて6日を下回らないようにすることができる。

(休日等の振替え)

第4条 理事長は、休日等の振替え（規程第4条第4項の規定により休日等を勤務日に変更することをいう。以下同じ。）を行う場合においては、当該休日等から起算して4週間前の日から当該休日等から起算して4週間後の日までの期間内にある他の勤務日（以下「他の勤務日」という。）を休日等とし、又は他の勤務時間の一部について勤務を要しないものとしなければならない。ただし、他の勤務日の勤務時間の一部について勤務を要しないものとする場合においては、当該休日等に勤務を命じる勤務時間及び当該他の勤務日の勤務を要しないものとする勤務時間は、それぞれ半日を単位とする。

2 理事長は、休日等の振替えを行う場合においては、休日等の振替えを行った後において、休日等が4週間を通じて4日を下回らないように、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 理事長は、休日等の振替えを行った場合においては、速やかにその旨を職員に通知しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、休日等の振替えに関し必要な事項は、理事長が定める。

(時間外勤務等)

第5条 事務の運営上臨時の必要がある場合は、実勤務時間を延長し又は休日に勤務させることがある。

2 健康管理上その他特別の事情があるときは、臨時に勤務時間を短縮することがある。

(年次休暇)

第6条 規程第6条第2項本文に規定する別に定める日は、4月1日とする。

2 規程第6条第2項本文及び第3項に規定する別に定める日数は、20日を超えない範

囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて理事長が定める。

- 3 前項の規定にかかわらず、職員を退職後、引き続くことなく再雇用短時間勤務職員として採用された者の年次休暇の日数は、別表第1に掲げる範囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて理事長が定める。
- 4 年次の中途において新たに職員となった者の当該年次の年次休暇の日数は、常勤職員（再雇用短時間勤務職員を除く職員をいう。以下同じ。）にあつては別表第2に掲げる日数とし、再雇用短時間勤務職員にあつては同表に掲げる日数を超えない範囲内において、その職員の勤務時間数等に応じて理事長が定める。
- 5 年次休暇は、1日又は半日を単位として受けることができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、1時間を単位として受けることができる。
- 6 1時間を単位として受けた年次休暇を日に換算するときは、8時間をもって1日とする。

（特別休暇）

第7条 規程第7条第1項第4号に規定する理事長が定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

- 2 規程第7条第1項第4号に規定する別に定めるものは、別表第3に掲げる3親等以内の親族（同号において3親等以内の親族に含むものとされる者を含む。）以外の3親等以内の親族とする。
- 3 規程第7条第1項第4号に規定する別に定める服喪休暇の基準は、別表第3のとおりとする。
- 4 職員が葬祭又はこれに伴う家事整理のため旅行を必要とするときは、理事長は、その旅行のため通常必要とする日数を前項の日数に加えることができる。
- 5 規程第7条第1項第5号に規定する別に定める社会に貢献する活動は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障

害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講じること
を目的とする施設であつて理事長が定めるものにおける活動

(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常
態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

6 ボランティア活動休暇は、理事長が必要と認める期間について、受けることができる。

7 子の看護等のための休暇は、一の年次（4月1日から翌年の3月31日までの間をい
う。以下同じ。）において、1日、半日又は1時間を単位として5日以内（その養育す
る中学校就学の始期に達するまでの子が2人の場合にあつては10日以内、3人以上の
場合にあつては15日以内）の範囲内で申し出ることができる。

8 1時間を単位として申し出た子の看護等のための休暇を日に換算するときは、8時間
をもって1日とする（4時間をもって半日とはしない。また、1日の子の看護等のため
の休暇を半日と4時間に分割して受けることはできない。）。

9 短期介護休暇は、一の年次において、1日、半日又は1時間を単位として5日以内（当
該休暇の対象となる親族が2人以上の場合にあつては10日以内）の範囲内で申し出る
ことができる。

10 1時間を単位として申し出た短期介護休暇を日に換算するときは、8時間をもって
1日とする（4時間をもって半日とはしない。また、1日の短期介護休暇を半日と4時
間に分割して受けることはできない。）。

11 不妊治療休暇は、一の年次において、1日、半日又は1時間を単位として5日以内
（当該治療が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日以内）の
範囲内で申し出ることができる。

12 1時間を単位として申し出た不妊治療休暇を日に換算するときは、8時間をもって
1日とする（4時間をもって半日とはしない。また、1日の不妊治療休暇を半日と4時
間に分割して受けることはできない。）。

13 規程第7条第2項に規定する別に定める期間は、常勤職員と同じ期間とする。ただ
し、次の各号に掲げる特別休暇については、当該各号に掲げる期間を超えない範囲内に
おいて、その職員の勤務時間数等に応じて理事長が定める。

(1) 結婚休暇 5日

(2) ボランティア活動休暇 一の年次内において、合計で4日

14 特別休暇の期間には、休日等を含むものとする。ただし、理事長が定める特別休暇

については、この限りでない。

(介護休業)

第8条 規程第8条第2項に規定する職員の申出は、同項に規定する通知期間（以下「通知期間」という。）を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対して行わなければならない。

2 理事長は、前項の規定による通知期間の申出があったときは、当該申出に係る期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の通知期間を通知するものとする。

3 職員は、第1項の規定による申出に基づき前項若しくは第5項の規定により通知された通知期間を延長して通知すること又は当該通知期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により通知された通知期間を短縮することを申し出ることができる。この場合においては、改めて通知期間を希望する期間の末日を明らかにして、理事長に対して申し出なければならない。

4 理事長は、職員から前項の規定による通知期間の延長又は短縮の申出があったときは、第2項、この項又は次項の規定により通知された通知期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の通知期間を通知するものとする。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、申出の期間又は第1項の規定による申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により通知した通知期間の末日の翌日から第3項の規定による通知期間の延長の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全部について規程第8条第1項に規定する介護休業を取得することができないことが明らかであるときは、当該期間を通知期間として通知しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休業を取得することができないことが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について通知期間を通知するものとする。

6 介護休業は、1日、半日又は1時間を単位として受けることができる。

(介護休暇)

第8条の2 介護休暇は、1日、半日又は1時間を単位として受けることができる。

(介護時間)

第8条の3 介護時間の申出は、1日を通じて2時間（公立大学法人京都市立芸術大学職

員の育児休業等に関する規程第11条の規定による部分休業を申し出ている職員にあっては当該部分休業を申し出て勤務しない時間、理事長が定める職員にあっては理事長が定める時間をそれぞれ2時間から差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。

(休業及び休暇の手続)

第9条 休業及び休暇を受けようとする者は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届出を行うことができないときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、休暇の承認を行うため休暇承認簿を備えなければならない。

3 出産休暇を受けようとする者は、第1項の届出の際、産前にあっては医師又は助産師の出産予定証明書、産後にあっては医師又は助産師の出産証明書を理事長に提出しなければならない。

4 出産の日が出産予定日より著しく遅れたときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

5 ボランティア活動休暇を受けようとする者は、第1項の届出の際、活動の期間、種類、場所、内容その他の活動の計画を明らかにする書類を理事長に提出しなければならない。

6 ボランティア活動休暇を受けた者は、当該休暇の期間の満了後速やかに活動の内容その他の活動の実績を明らかにする書類を理事長に提出しなければならない。

7 第3項及び前2項に掲げるもののほか、理事長は、必要があると認めるときは、特別休暇について、その事由を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

8 介護休業、介護休暇又は介護時間を受けようとする者は、第1項の届出の際、介護を必要とする事由を証する書類を理事長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月21日理事長決定)

(施行期日)

1 この細則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（平成28年12月21日理事長決定。以下「改正規程」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（以下「規程」という。）第8条第2項に規定する通知期間（以下「通知期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、理事長に対して行わなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知期間の申出があったときは、改正規程附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出に係る期間の末日までの期間の通知期間を通知するものとする。
- 4 改正規程附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の規定による申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により通知された通知期間を延長して申し出ること又は当該通知期間若しくはこの項の規定による申出（短縮の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により通知した通知期間を短縮して申し出ることができる。この場合においては、改めて通知期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、理事長に申し出なければならない。
- 5 理事長は、職員から前項の規定による通知期間の延長又は短縮の申出があったときは、初日から当該申出に係る末日までの期間の通知期間を通知するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た通知期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の規定による申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により通知した通知期間の末日の翌日から附則第4項の規定による通知期間の延長の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全部について規程第8条第1項に規定する介護休業を取得することができないことが明らかであるときは、当該期間を通知期間として通知しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項に規定する介護休業を取得することができないことが明らかな日であるときは、これらの期間から当該日を除いた期間について通知期間を通知するものとする。
- 7 この細則による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（以下「改正後の細則」という。）第8条第2項の規定による

申出及び附則第2項の規定による申出並びに改正後の細則第8条の3本文の規定による介護時間の届出は、この細則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年3月19日理事長決定）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日理事長決定）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日理事長決定）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日理事長決定）

この細則は、決定の日から施行する。

附 則（令和7年10月1日理事長決定）

この細則は、決定の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

勤務年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
付与日数	1 6 日	1 7 日	1 8 日	1 9 日	2 0 日

別表第 2（第 6 条関係）

採用の 時期 職員の 区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
常勤職員	2 0 日	1 8 日	1 6 日	1 5 日	1 3 日	1 1 日	1 0 日	8 日	6 日	5 日	3 日	1 日
再雇用短時間勤務職員	1 6 日	1 4 日	1 3 日	1 2 日	1 0 日	9 日	8 日	6 日	5 日	4 日	2 日	1 日

別表第 3（第 7 条関係）

死亡した者	休暇日数
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	7 日
父母（配偶者の父母を含む。）及び子	
祖父母、孫及び兄弟姉妹	3 日
子又は父母の配偶者及び配偶者の子	3 日（職員と生計を一にしていた場合は、7 日）
おじ、おば、おい及びめい	1 日
配偶者の祖父母、祖父母の配偶者、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者	1 日（職員と生計を一にしていた場合は、3 日）
おじ又はおばの配偶者	1 日